

第 8 6 号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を削る。

別表 1 の項中「、土地閲覧台帳又は家屋閲覧台帳」を削り、「1 件」を「1 枚」に改め、同表 7 の項中「1 件につき」の次に「（住民基本台帳の閲覧については、1 世帯につき）」を加え、同表 1 6 の項単位の欄を次のように改める。

一の届出につき

別表 6 7 の項を次のように改める。

|     |  |                                 |  |
|-----|--|---------------------------------|--|
| 6 7 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの</p> | <p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p> | <p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>5, 0 0 0 円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、4 0 の項又は 4 1 の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>1 1, 0 0 0 円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、4 0 の項又は 4 1 の項の各号に規定する手数料の額を加算した</p> |
|-----|--|---------------------------------|--|

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
| <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>  | <p>一の建築物につき</p> | <p>額とする。<br/>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>  |                 |  |
| <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>   | <p>一の建築物につき</p> | <p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>           |
| <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>  | <p>一の建築物につき</p> | <p>31,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>           |
| <p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> |                 |  |
| <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>  |                 |  |
| <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>   | <p>一の建築物につき</p> | <p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、4</p>   |

|  |          |  |
|--|----------|--|
|  |          | 0の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。                             |
| (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの   | 一の建築物につき | 44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。  |
| イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額   |          |  |
| (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  | 一の建築物につき | 80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。  |
| (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの   | 一の建築物につき | 135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 |
| (3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 |          |  |
| ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの  | 一の建築物につき | 267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、                                  |

|   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>   | <p>一の建築物につき</p> | <p>40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。<br/>432,000円。<br/>ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | <p>一の建築物につき</p> | <p>102,000円。<br/>ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>                                       |
| <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>  | <p>一の建築物につき</p> | <p>102,000円。<br/>ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>                                       |
| <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>   | <p>一の建築物につき</p> | <p>171,000円。<br/>ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>                                       |
| <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>                                      | <p>一の建築物につき</p> | <p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申</p>  |

|  |                               |          |   |
|--|-------------------------------|----------|---|
|  | (6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合 | 一の建築物につき | 出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。<br>第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 |
|--|-------------------------------|----------|---|

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表67の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

既存の事務の一部を廃止し、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴い新たな事務に係る手数料の追加を行うため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。